

国際商事仲裁の展望と課題

ルーク・ノッテージ教授

シドニー大学（兼2026年4月以降：東京大学）

ウィリアムズ法律事務所（貿易法）特別顧問

オーストラリア国際商事仲裁センター（ACICA）規則起草委員会
（2004-2024年）

概要

- ・国際商事仲裁（ICA）手続は、（日本国内や豪州ではそれほどではないものの）アジア全域を含め、増加している。
- ・クロスボーダー訴訟に比べ、ICAには数多くのメリットがある。
 - ・Takasugi et al 2020は、東洋と西洋とで行われた調査結果を比較している
- ・ICAにおいて従来メリットとされてきたものの課題：
 - ・執行容易性
 - ・仲裁人の中立性と専門性
 - ・非公開性
 - ・手続の柔軟性
 - ・法律上の瑕疵に対する上訴手続の不在
- ・特にコスト及び遅延の削減といった、ICAの改善に向けた展望

ICAのメリット: Takatori & Sonoo 2020 @ LTRI

第1部 国際商事仲裁等の現状と課題

1. 国際商事仲裁手続の特徴

- 仲裁手続の特徴
 - 非公開性・秘密性（confidentiality vs. transparency 先例拘束性との調整が課題）
 - 柔軟性
 - 迅速性・低コスト
 - 中立性
 - 専門性
 - 仲裁判断の執行容易性（ニューヨーク条約）

（cf. 国際調停についてのシンガポール条約）

高取芳宏「企業間紛争解決の鉄則20」（株）中央経済社、2012）70頁以下

次の調査結果も参照のこと：１９９０年代（Christian Buhring-Uhle、以下「CBU」）と２０００年代（Shahla Ali：アジアからの回答者が多い）に行われた調査

Response – ‘highly relevant’ or ‘significant’	Region of Practice	
	East (Ali study)	West (CBU study)
Forum’s neutrality	88 (%)	78 (%)
Forum’s expertise	83	76
Results more predictable	36	42
Voluntary compliance*	42	24
Treaties ensure compliance abroad	85	69
Confidential procedure*	76	56
Limited discovery	47	56
No appeal	64	58
Procedure less costly	36	20
Less time consuming*	57	35
More amicable	52	35

1. 仲裁合意及び仲裁判断の執行

1958年ニューヨーク条約 (NYC) (日本は1961年に批准し、加盟国総数は172か国)



https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards/status2

第2条（仲裁手続の開始に係る条文）：外国を仲裁地とする仲裁の合意をした事項について訴えを受けた（日本などの）裁判所は、仲裁の合意が存在しない場合を除き、訴訟手続を停止しなければならない（訴訟を受理してはならない）。

第5条（仲裁手続後に係る条文）：裁判所は、次の場合を除き、外国を仲裁地とする仲裁判断を執行しなければならない。

- ・仲裁の合意が無効であるか、仲裁手続について通告を受けなかったか、紛争の対象である事項が「仲裁による解決が不可能なものである」か、又は、執行が実体法上又は手続法上の「公序」に反する場合。

- ・ただし、仲裁人による法律上の瑕疵（又は事実の瑕疵）が仲裁判断に含まれる場合は除く点に注意したい。

- ・ただし、締約国は、ニューヨーク条約の他の加盟国（日本など）を仲裁地とする場合に限定して、又は仲裁手続が（条約では定義されていない）「商事」に係るものである場合に限定して（韓国など）、仲裁判断の執行を行うと留保できる点に注意したい。

1985年国連国際商取引法委員会(UNCITRAL) 国際商事仲裁(ICA)モデル法(2006年改訂版)

・仲裁手続に関する法律のひな形(中間段階)

・大半が任意規定である(このため当事者は別の形で合意できる。例えば仲裁人の数を3名ではなく1名にすることもできる)。

・主な強行規定: 仲裁人の中立性(第12条)、「平等な扱いと主張・立証を行う相当な機会」(第18条)

・ニューヨーク条約に類似して、国際仲裁の合意の執行(第8条)と仲裁判断の執行(第36条)が規定される。ただし、外国を仲裁地とする仲裁と国内を仲裁地とする仲裁の両方について適用される。

・さらに第34条: ニューヨーク条約に類似して、国内を仲裁地とする国際仲裁の仲裁判断を国内の裁判所が取り消すことができる限定的な理由が規定される。

・豪州(1989年法。2010年から基本的には国内仲裁手続にも適用)と日本(2003年法。国際仲裁手続及び国内仲裁手続)を含む74か国で採択。

https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/modellaw/commercial_arbitration/status

裁判所との競合：依然として限定的か。

- ・一部の国では、外国の裁判所の管轄権とその判決を執行することに当事者が同意していた場合において訴訟手続の停止を認めることにより寛容である。ただし、

- ・(豪州や日本でさえ) ニューヨーク条約に規定されているよりも裁量の余地が大きい。さらに外国判決の執行が極めて制限されている国も存在する(例えば、インドネシアやタイなどでは外国判決を執行していない)。

- ・さらに：2005年ハーグ国際裁判管轄合意条約

- ・ニューヨーク条約と同様に限定されているものの、加盟国が訴訟手続の停止(第6条)又は特定の外国裁判所の判決の執行(第9条)を拒否できる根拠が規定されている。

- ・しかし、例えば相互主義を理由とする留保なども規定するが、いずれにしても**批准した国の数がまだ少ない**。

<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=98>

・批准する国が増えたとしても、2005年条約は、(ICAモデル法のように)外国裁判所における訴訟の**中間段階**を(直接的に)規定するものではない。

・このため、「仲裁手続類似の」メリットを生み出すために、2015年に創設されたシンガポール国際商事裁判所(SICC)などの「国際商事裁判所」の創設が進められているのではないか。

・自国の判事だけでなく外国の判事も含めている(2018年に創設された中国国際商事裁判所(CICC)を比較参照):中立性と専門性

・当事者が(シンガポール控訴裁判所以外への)上訴を制限することに合意することができる。

・当事者が手続の非公開を請求できる。

・当事者がシンガポール以外の国の証拠規則を採用できる。

・シンガポールに関係していない場合又は外国法が適用される場合は、当事者は外国弁護士を利用できる。

・上記の特徴は仲裁手続に似ているが、SICCの場合には第三者を当事者の同意なく参加させることもできる。

・しかしながら、当事者が国際商事仲裁手続ではなくそのような裁判所を直接選択する例は依然として珍しい。Man Yip et al 2023 <https://ssrn.com/abstract=4652802> (& IACL book)を参照。

2. 仲裁人：中立性と専門性

- ・外国（スイスなど）の裁判所を選択することでも中立性を確保できるものの、（現在の香港のように？）政権に伴って裁判所の中立性が変更されうる。
- ・仲裁人は、さらに中立性を確保することができる（ただし、仲裁人が3名の場合には、通常は、各当事者が1名ずつ指名し、その2名の仲裁人が3人目を選任する点に注意したい）。
- ・また当事者は、対象となる事項に関する専門的な知識を備える仲裁人を選任することもできる。
- ・ただし、仲裁人に選任されるのは専ら（元判事を含む）法律家であり、その分、例えば技師など他の職種の専門家が任命されるケースが少なくなる点に注意したい。
- ・（仲裁機関及び／又は裁判所に対する）仲裁人忌避の申立てが増えている。
- ・（例えば、ICAがアジアに普及するに伴い）当事者、弁護士、仲裁人の経験が不足しているため？
- ・さらに仲裁人の世代交代と（特にジェンダーの）多様性に対する要請が忌避の増加を後押ししている。
- ・（再任を目指している）新人の仲裁人ほど「適正手続へのこだわり」が強いのはこれが理由ではないか。

3.非公開性(ICAを利用する副次的なメリット)

- ・現在では、多くの国・地域の仲裁法が任意規定を設けている。
 - ・例えば制定法又は判例法がモデル法に加えて考慮される(香港、シンガポール、2015年以降の豪州などが挙げられる。ただし、日本などそうしていない国も存在する)。
- ・いずれにせよ、(日本商事仲裁協会(JCAA)、海事仲裁委員会(TOMAC)など)多くの仲裁機関の仲裁規則で非公開を定めている。
 - ・とはいえ、全ての仲裁機関が非公開を定めている訳ではない:例えば国際仲裁裁判所(ICC)、ストックホルム商工会議所(SCC)の仲裁(仲裁人と仲裁機関にのみ守秘義務を課している)。
- ・非公開性は次の点で諸刃の剣である:
 - ・一方、仲裁人に対し、(公衆ではなく当事者のみを意識して)より短い仲裁判断を出し、手続をより効率的に行うよう促している可能性がある。
 - ・他方、ICAにおいて見られるコスト増と遅延拡大に寄与している。弁護士と仲裁人の費用対効果が適切かを当事者が評価できない。
 - ・また、仲裁判断が非公開となっていることが結果を予測することをさらに難しくしている。その結果、かえって和解に至る可能性を引き下げているのか?

4. ICAの柔軟性

- ・これには限定された範囲で行われる審理前の書面による「証拠開示」が含まれる点を想起されたい。
- ・しかし、国際法曹協会(IBA)国際仲裁証拠調べ規則(1999年制定)では、依然として一定の証拠開示が行われることが想定されている。
- ・そこで、2018年の国際仲裁手続の効率的な進行に関するプラハ規則の制定に至る(より積極的な仲裁人を含め、大陸法の伝統に則った特徴の推進に努めている)が、実際の採用例はかなり少ないか。
- ・ただし、日本商事仲裁協会(JCAA)のインタラクティブ仲裁規則2019などの例は存在する: 仲裁廷による争点の早期の明確化(論点整理のこと)及び審問期日前の暫定的な考え方の提示。
- ・その他の硬直化かつ急増する「ソフトロー」として、以下のものがある
 - ・例: 国際仲裁における当事者の代理に関するIBAガイドライン(2013年)
 - ・(特に新人の)仲裁人や弁護士にとって参考になっているものの、手続の柔軟性を低下させる
 - ・また、仲裁機関が書面の見本やガイドラインを提供する事例が増えている。例えば以下を参照のこと。<https://acica.org.au/acica-practice-procedures-toolkit/>

5. 法律上の瑕疵に対する上訴手段の不在

- ・それでも依然としてかなりの魅力がある（上記スライド4を再度想起されたい）。
- ・当事者が仲裁人によるもう一段階の審理に同意することは珍しい（ただし Grain and Feed Trade Association (GAFTA) 仲裁規則（事実認定の争いについて）や Arbitrators' and Mediators' Institute of New Zealand (AMINZ)（守秘義務に関する上訴）などを参照のこと）。
- ・これに対して、法律上の瑕疵に対する上訴手段が存在しない分、当事者や弁護士が仲裁手続を慎重に進める可能性がある。
- ・また弁護士（及びアドホック若しくはロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）又はオーストラリア国際商事仲裁センター（ACICA）などの仲裁手続における一部の仲裁人さえも）の大半が「時給（time charge）」又は「請求可能時間数（billable hours）」モデルに基づいて仲裁業務に従事しているため、事件の迅速な解決に対するインセンティブが低い。
- ・まとめ：ICAの遅延、特にそのコスト面への懸念が高まっている。

それでは、ICAの改善の展望は？

1.クロスボーダー執行をめぐって競合する手続の創設を奨励する。

- ・2005年のハーグ条約を批准し、(自由主義的な)国際商事裁判所又はそのハイブリッド(英語で手続を行うなど)を創設する。

- ・国際契約に調停・仲裁条項を盛り込むことを奨励する(また、調停サービスを国内でも構築する。例えば、京都国際調停センター(JIMC)、国内の紛争にも用いられるが。)

- ・調停手続を利用して安価に和解が成立したものの、当事者がそれに従わなかった場合に紛争を仲裁へとステップアップすることができる(この場合かなりの費用を要する)。

- ・2019年の調停に関するシンガポール条約に批准する(既に批准している日本にならう)。これにより、(ニューヨーク条約第5条などの)限られた例外的事例を除き、調停による和解を執行できるようになる。

- ・しかし、シンガポール条約の場合も批准した国の数がまだ少なく、調停が合意された場合の訴訟手続の停止に関してニューヨーク条約第2条に類似する規定が存在しない。

- ・調停手続の遵守について、裁判所が決定する(仲裁人に管轄権がないため)のか、それとも(請求の「許容性」(瑕疵が存在する場合でも裁判所が許容性を審査することはできない)について判断する)仲裁人が決定するのかを明確にする。

2. 仲裁人（及び仲裁機関）：（弁護士以外の）専門家の多様性を回復させる。

- 例えばNottage, Teramura et al 2023を参照のこと。

<https://ssrn.com/abstract=3926914>

3. 非公開性：以下を黒塗り／匿名化して公開できないか検討する。

- 仲裁判断（その一部でも）、そして少なくとも
- 仲裁機関の手続に関する決定（例えば仲裁人の忌避に関するLCIAの決定など）。

4. 手続の柔軟性：

- IBAの「ソフトロー」と競合する規則の利用を奨励する（プラハ規則やその派生規定など）。
- 「仲裁・調停」に関する規則を制定する（当事者に和解を勧める権限を当事者が仲裁人に与える）。例えば2021年のオーストラリア国際商事仲裁センター（ACICA）仲裁規則案などが挙げられる。
- 「書面提出のみ」の仲裁手続を奨励する（例えばシンガポール国際仲裁センター（SIAC）規則2025）。

5.「請求可能時間数」を増やそうとするインセンティブを低下させる

- ・仲裁人の手数料：例えば、時間単位の手数料を設定する一方、係争額に基づき総額に上限を設ける（日本商事仲裁協会（JCAA）の一般仲裁規則など）。
- ・弁護士（及び専門家証人）の手数料は仲裁における総費用の85%以上：
 - ・係争額に基づき上限を設ける（採用している仲裁規則が極めて少ない）。
 - ・（英豪のコモンロー裁判所が行っているように）時間当たりの手数料を「合理的な」額に制限するよう仲裁人や仲裁機関に奨励するか、又は
 - ・「密封（カルダバンク(Calderbank)）オファー」（英米法系の訴訟における利用が見られ、「費用が事後に決定される」、つまり敗訴側が勝訴側の弁護士費用と証人費用を支払う）の普及を奨励する：申し出を受けた側が和解の申し出を拒否し、仲裁廷がそれよりも少ない額で仲裁判断をした場合は、申し出を受けた勝訴側が申し出後に発生した弁護士費用及び証人費用を請求することはできない。

通訳者と寺村信道准教授 (UBD)に感謝!

参考文献:

- ・ルーク・ノッテージ「国際商事仲裁とLex Mercatoriaの変遷 (The Vicissitudes of Transnational Commercial Arbitration and the Lex Mercatoria)」法の支配第113号、100-111頁 (柏木昇、翻訳、1999)
- ・以上はArb Int'l (2000)を基に、以下の第2章として更新:
- ・Luke Nottage 'International Commercial and Investor-State Arbitration - Australia and Japan in Regional and Global Contexts' (Elgar 2021)
<https://japaneselaw.sydney.edu.au/2020/08/book-in-press-with-elgar/>
- ・Luke Nottage, 'Cross-Fertilisation in International Commercial Arbitration, Investor-State Arbitration and Mediation: The Good, the Bad and the Ugly?' 50(3) Monash University (2024)
<https://ssrn.com/abstract=4872129>
- ・原出典: <https://disputescentre.com.au/supreme-court-of-new-south-wales-adr-address-2023/>
<https://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/author/luke-nottage/>